

国立大学法人岐阜大学内部監査細則

平成22年4月1日
細則第4号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人岐阜大学監査室規程第9条の規定に基づき、国立大学法人岐阜大学（以下「本法人」という。）及び岐阜大学（以下「本学」という。）の内部監査に関する基本的な事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 内部監査は、会計監査人が行う監査とは別に、業務の合理的かつ能率的な運用を図ること、及び会計経理の適正を期すること並びに本法人及び本学の健全性を図ることを目的とする。

(監査の対象)

第3条 内部監査は、本法人及び本学における教育研究部門、事務部門及び附属病院（診療部門を除く。）について実施する。

2 教育研究部門の監査は、教育職員が行うものとする。

(監査計画)

第4条 監査室長は、重要性、適時性、効率性その他必要な事項を勘案して、監査対象、監査項目、監査方法、監査実施等について年間の監査計画を作成するものとする。

2 監査計画については学長の承認を得なければならない。

(監査の実施)

第5条 内部監査は、監査計画に基づき隨時行うものとする。

2 監査は書面監査又は実地監査により行うものとする。

(監査の主体及び独立性)

第6条 内部監査は監査室が他の部門から独立して行う。

(監査室員以外の者の監査)

第7条 監査室長は、学長の承認を得て、必要な場合は監査室員以外の者を監査に従事させることができる。

2 前項の規定により、監査に従事する職員は、当該監査により知り得た事項について、他に漏らしてはならない。

(監査員)

第8条 監査に従事する監査員は、監査室員及び第7条により任命された者とする。

(監査員の遵守事項)

第9条 監査員は、監査担当者として必要な知識、技術の向上に努めるとともに、業務運営上の課題の認識を深めるよう努めなければならない。

2 監査員は、誠実・公正な態度で対応し、監査の健全性確保に努めなければならない。

3 監査員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

4 監査員は、自己の行った事項について内部監査を実施してはならない。

(監査員間の情報の共有)

第10条 監査員は、職務執行上知り得た重要な情報を他の監査員と共有するよう努めな

ければならない。

(監査の実施に関する権限等)

第11条 監査員は、業務に関する重要な書類を閲覧し、職員に説明を求めることができる。

2 職員は監査員が行う監査に協力しなければならない。

3 監査室長は、必要があると認めるときは、本法人の出資法人に対し、業務状況等の調査協力を求めることができるものとともに、出資法人の長は調査に協力するものとする。

4 監査室長は、監査の実施に伴い法令・規則に違反し、又は適当でないと認める事項がある場合には、直ちに関係職員に対し、適宜の措置を要求することができる。ただし、当該事項が重大である場合については、あらかじめ学長の指示を受けるものとする。

(監事、会計監査人との関係)

第12条 監査室長は、監事及び会計監査人と連絡、調整を密にし、内部監査の効率的な実施に努める。

(監査時の立会い)

第13条 内部監査の際、当該部局の関係職員は、これに立ち会うものとする。

(監査報告)

第14条 監査室長は、内部監査を終えたときは監査対象部局等の長又はこれに代わる職員に対して監査結果についての講評を行う。また、速やかに監査報告書を作成し、監査対象部局等に通知するとともに、学長に提出し、役員会及び監事に報告する。

(評価への反映)

第15条 監査結果を組織評価等に反映させる。

(改善措置)

第16条 学長は、内部監査の結果、是正改善を必要とする事項があると認めるときは、ただちにその措置を取り、又は、当該部局等の長にその措置をとることを命ずるものとする。

2 部局等の長は、前項の規定により是正改善の措置をとることを命ぜられたときは、直ちにその改善措置を講ずるとともに、当該改善状況について、学長に報告するものとする。

附 則

1 この細則は、平成22年4月1日から施行する。

2 岐阜大学内部監査規程は、廃止する。

附 則

この細則は、平成27年4月1日から施行する。